

吸入指導連携マニュアル

吸入指導連携の目標

- 医師、薬剤師間で、「吸入指導依頼書・報告書」、「吸入指導報告書（2回目以降用）」を用いて、患者ごとに吸入療法についての問題点等の情報共有を行う。
- 医師、薬剤師の負担が少ないように、運用方法を可能な限り簡略化する。
- 医師、薬剤師の各職種が関与する部分を明確にする。
- 担当する薬剤師による、指導のレベルの差を小さくするため、「吸入指導依頼書・報告書」「吸入指導報告書（2回目以降用）」には、手技の確認に関するチェックリストを用いる。
- 「吸入指導報告書（2回目以降用）」を用いて、定期的に服薬アドヒアランス、副作用、吸入手技の確認等を行い、医師、薬剤師間で問題点の解決を目指す。

吸入指導連携の運用

【院外処方の場合】

『初回指導もしくは吸入手技確認依頼の場合』（別紙にフロー図あり）

・医師が患者に、院外処方せん、「吸入指導依頼書・報告書」を渡す（レルベアエリプタ+メプチンエアーのように、デバイスが2種類となる場合は2枚渡す）



・患者は院外処方せん、「吸入指導依頼書・報告書」を持って保険薬局に行く（本運用開始後、院外処方の場合は、病院薬剤師による吸入指導は行わない）。



・保険薬局薬剤師はデバイスごとの説明書（製薬会社作成）と「吸入指導依頼書・報告書」のチェックリスト、吸入練習用デバイス等を用いて吸入指導を実施し、その結果を病院薬剤部（FAX：0263-37-3034）にFAX送信する。

・吸入指導において、処方された吸入薬を変更する必要がある場合等、急を要する場合は、医師に疑義照会を行い、対応を協議する。



・病院薬剤師（主な担当者：土屋、吉川、池村、岩間）は、送られてきたFAXを確認する。FAXは1部コピーし、コピーを薬剤部に保管する。原本は外来に送った後、診療録管理室にてスキャンする。

・病院薬剤師は、情報提供された患者の中で、「問題あり」と判断した患者は、医師と対応を協議する。その後、必要に応じて医師や保険薬局に、吸入薬の再指導の提案等を行う。



・医師は「吸入指導依頼書・報告書」の内容を確認する。必要に応じ、薬剤師と対応を協議する。

『2回目以降の場合』（別紙にフロー図あり）

・**保険薬局薬剤師**は、定期的に服薬アドヒアランスや副作用の確認を行う。また、初回の吸入指導以降は、定期的に吸入手技の再確認を行うのが望ましい。服薬アドヒアランス不良や副作用等の問題点を発見した場合、もしくは吸入手技の再確認を行った場合、「吸入指導報告書（2回目以降用）」※に記入して、薬剤部（FAX：0263-37-3034）にFAX送信する。ただし、急を要する場合は医師に疑義照会を行い、対応を協議する。



・**病院薬剤師（主な担当者：土屋、吉川、池村、岩間）**は、送られてきたFAXの内容を確認する。内容は必要に応じてカルテに記載する。FAXは1部コピーし、コピーを薬剤部に保管する。原本は外来に送った後、診療録管理室にてスキャンする。

・**病院薬剤師**は、情報提供された患者の中で、「問題あり」と判断した患者は、医師と対応を協議する。その後、必要に応じて医師や保険薬局に、吸入薬の再指導の提案等を行う。



・**医師**は薬剤師指導後の「吸入指導報告書（2回目以降用）」の内容を確認する。必要に応じ、薬剤師と対応を協議する。

※「吸入指導報告書（2回目以降用）」は、保険薬局にて適宜利用出来るようにするため、「吸入指導報告書（2回目以降用）」は松本薬剤師会および信州大学医学部附属病院薬剤部ホームページよりダウンロード可能な状態にしておく。

問題が発生した場合は薬剤部調剤室（TEL：0263-37-3013）までご連絡下さい。